

# 山梨県公報

第百七十四号

平成十四年

三月二十五日

月 曜 日

## 規 則

### 山梨県規則第三号

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第8条関係)」とし、「および」  
「戸籍抄本」を「戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し(住民基本台帳法  
(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項を記載したものに限り。)」又は外  
国人登録証明書(の写し)とし、「精神障害者または麻薬」を「麻薬」し、「もしくは」を「又  
は」し、「行なつた」を「行つた」と改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山梨県告示第五号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十  
一年法律第八十六号)第二条第七項の規定に基づき、都道府県知事の指定する電子計算  
機を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第  
七項に規定する山梨県知事の指定する電子計算機とは、独立行政法人製品評価技術基盤  
機構に設置される山梨県知事の使用に係る電子計算機とする。

### 山梨県告示第六号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第一  
項の規定による特定高山植物販売業変更届の提出があつたので、同条第三項の規定によ  
り次のとおり告示する。

## 目 次

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………一四七

## 告 示

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法  
律に基づく電子計算機の指定……………一四七

特定高山植物販売業変更届の提出……………一四七

山梨県卸売市場整備計画の公表……………一四八

土地収用事業の認定(二件)……………一四八

道路の区域決定……………一四八

道路の区域変更……………一四八

道路の供用開始(三件)……………一四九

字の区域変更(四件)……………一四九

換地計画の適当決定……………一五三

土地改良事業の施行認可(二件)……………一五三

## 訓 令

農林漁業改良普及手当支給規程の一部を改正する訓令……………一五三

## 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………一五三

特定計量器の定期検査の実施……………一五四

清算人の就任……………一五五

峡東都市計画道路事業の施行について……………一五五

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一五五

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………一五六

## そ の 他

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………一五六

## 正 誤

平成十三年三月三十日付け号外第十五号中……………一五七

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

氏名又は名称 梨北農業協同組合	住 所 韮崎市一ツ谷一八九五番地	変更年月日 平成十四年一月三十一日	変 更 の 内 容 販売する特定高山植物の変更（キタダケソウの販売の廃止）
--------------------	---------------------	----------------------	--

**山梨県告示第七十七号**

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定により、山梨県卸売市場整備計画を定めたので、山梨県農政部果樹園芸課において関係図書を縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

**山梨県告示第八十八号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 起業者の名称  
白州町
- 二 事業の種類  
白州町交流促進施設拡充事業
- 三 起業地  
収用の部分 北巨摩郡白州町大字白須字中村地内  
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
白州町役場産業観光課

**山梨県告示第九十九号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 起業者の名称  
社会福祉法人幸樹会
- 二 事業の種類  
介護老人保健施設「白樺荘」リハビリ公園等整備事業
- 三 起業地  
収用の部分 富士吉田市大字新屋字中鍛冶屋作地内  
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
富士吉田市役所保健福祉部地域福祉課

**山梨県告示第一百十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

**山梨県告示第一百十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 韮崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
中巨摩郡櫛形町大字吉田字前原六一番の一地先から 中巨摩郡若草町大字寺部字村附己一三四二番の一地先まで	二四・六 九五・六	二八八・五	

**山梨県告示第一百十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十四年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四尾連湖公園線

三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代郡市川大門町大字山家字前坂四七三二番地から 西八代郡市川大門町大字山家字辻四七四一番の一地先まで	旧 九・五 新 九・五 三二・五	四・五 四・五	一〇〇・〇 一〇〇・〇

山梨県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葎崎櫛形豊富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
中巨摩郡若草町藤田字八丁二四七番地先から 中巨摩郡若草町藤田字八丁二九八番の一地先まで	旧 七・三 新 九・五 一一・八	八・〇 八・〇	六五・八 六五・八

山梨県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十四年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	四尾連湖公	西八代郡市川大門町大字山家字	五七・〇	平成十四年

園線

前坂四七三二番地先から 西八代郡市川大門町大字山家字 辻四七四五番の一地先まで	三月二十五日
---	--------

山梨県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	今諏訪北村線	中巨摩郡白根町大字在家塚字柳原五三一番の一地先から 中巨摩郡白根町大字在家塚字柳原五五七番の一地先まで	八七・三	平成十四年三月三十日

山梨県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十四年四月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	日影笹子線	東山梨郡大和村大字日影字居村九九番の三地先から 東山梨郡大和村大字日影字水之木五四三番の一地先まで	九四・八	平成十四年三月二十八日

山梨県告示第百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告



変更前の字の区域

変更後の字の区域

山梨県知事 天 野 建

大字白須字花木一九七六の二、二三六五

大字白須字桜井

大字白須字花井二二二六六、二二二七〇

大字白須字榎井二二二七〇、二二二七二

大字白須字榎井二二二七二、二二二七四

大字白須字榎井二二二七四、二二二七六

大字白須字榎井二二二七六、二二二七八

大字白須字榎井二二二七八、二二二八〇

大字白須字榎井二二二八〇、二二二八二

大字白須字榎井二二二八二、二二二八四

大字白須字榎井二二二八四、二二二八六

大字白須字榎井二二二八六、二二二八八

大字白須字榎井二二二八八、二二二九〇

大字白須字榎井二二二九〇、二二二九二

大字白須字榎井二二二九二、二二二九四

大字白須字榎井二二二九四、二二二九六

大字白須字榎井二二二九六、二二二九八

大字白須字榎井二二二九八、二二三〇〇

大字白須字榎井二二三〇〇、二二三〇二

大字白須字榎井二二三〇二、二二三〇四

大字白須字榎井二二三〇四、二二三〇六

大字白須字榎井二二三〇六、二二三〇八

大字白須字榎井二二三〇八、二二三一〇

大字白須字榎井二二三一〇、二二三一二

大字白須字榎井二二三一二、二二三一四

大字白須字榎井二二三一四、二二三一六

大字白須字榎井二二三一六、二二三一八

大字白須字榎井二二三一八、二二三二〇

大字白須字花木一九七六の二に隣接する  
字堰口の水路である国有地の一部  
大字白須字桜井二四八四の二、二四八五の二  
四八六の二、二四八七の二、二四八八の二、二四八九の二、二四九〇の二、二四九一の二、二四九二の二、二四九三の二、二四九四の二、二四九五の二、二四九六の二、二四九七の二、二四九八の二、二四九九の二、二五〇〇の二  
これらの区域に隣接する道路、水路及び水路である国有地の全部

大字白須字花木

山梨県告示第百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、白州町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域

変更後の字の区域

大字白須字榎井二二二七〇、二二二七二、二二二七四、二二二七六、二二二七八、二二二八〇、二二二八二、二二二八四、二二二八六、二二二八八、二二二九〇、二二二九二、二二二九四、二二二九六、二二二九八、二二三〇〇、二二三〇二、二二三〇四、二二三〇六、二二三〇八、二二三一〇、二二三一二、二二三一四、二二三一六、二二三一八、二二三二〇、二二三二二、二二三二四、二二三二六、二二三二八、二二三三〇、二二三三二、二二三三四、二二三三六、二二三三八、二二三四〇、二二三四二、二二三四四、二二三四六、二二三四八、二二三五〇、二二三五二、二二三五四、二二三五六、二二三五八、二二三六〇、二二三六二、二二三六四、二二三六六、二二三六八、二二三七〇、二二三七二、二二三七四、二二三七六、二二三七八、二二三八〇、二二三八二、二二三八四、二二三八六、二二三八八、二二三九〇、二二三九二、二二三九四、二二三九六、二二三九八、二二四〇〇

大字白須字榎井

大字白須字榎井二二二七〇、二二二七二、二二二七四、二二二七六、二二二七八、二二二八〇、二二二八二、二二二八四、二二二八六、二二二八八、二二二九〇、二二二九二、二二二九四、二二二九六、二二二九八、二二三〇〇、二二三〇二、二二三〇四、二二三〇六、二二三〇八、二二三一〇、二二三一二、二二三一四、二二三一六、二二三一八、二二三二〇、二二三二二、二二三二四、二二三二六、二二三二八、二二三三〇、二二三三二、二二三三四、二二三三六、二二三三八、二二三四〇、二二三四二、二二三四四、二二三四六、二二三四八、二二三五〇、二二三五二、二二三五四、二二三五六、二二三五八、二二三六〇、二二三六二、二二三六四、二二三六六、二二三六八、二二三七〇、二二三七二、二二三七四、二二三七六、二二三七八、二二三八〇、二二三八二、二二三八四、二二三八六、二二三八八、二二三九〇、二二三九二、二二三九四、二二三九六、二二三九八、二二四〇〇

大字白須字榎井

道の部八〇八の、八一〇の、〇二〇の  
桜路一部八一〇の、〇二〇の、〇二〇の  
で井部七六一の、〇一七の、〇一七の  
がある七六〇の、〇一七の、〇一七の  
国有地六六〇の、〇一七の、〇一七の  
の区域に三三〇の、〇一七の、〇一七の  
隣接するに、〇四一の、〇三二の、  
字部隣八一の、〇一八の、〇一八の  
部接〇六一の、〇一七の、〇一七の  
隣接〇六一の、〇一七の、〇一七の  
部接〇六一の、〇一七の、〇一七の  
隣接〇六一の、〇一七の、〇一七の  
部接〇六一の、〇一七の、〇一七の





部、三九九〇の一部、三九九四の三から三九九四の五まで及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに三九二四、三九三一、三九九四の二、三九九五に隣接する道路、水路である国有地の全部	大字白須字坂下三九二四に隣接する道路、水路である国有地の全部	大字白須字北原
大字白須字竹花五九〇三の一部、五九一の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部		

**山梨県告示第百二十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、須玉町長から認可申請のあつた堰下西地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができず。  
平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年三月二十六日から同年四月二十二日まで

三 縦覧場所

須玉町役場

四 異議申出期間

平成十四年四月二十三日から同年五月七日まで

**山梨県告示第百二十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十四年三月十五日に土地改良事業（和田地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天野 建

**山梨県告示第百二十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十四年三月十五日に土地改良事業（箕輪地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。  
平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天野 建

**訓令**

**山梨県訓令甲第一号**

農林漁業改良普及手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天野 建

農林漁業改良普及手当支給規程の一部を改正する訓令  
農林漁業改良普及手当支給規程（昭和四十年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号八中「第二号」の下に「又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）」を加える。

**附則**

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

**公 告**

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備えおいて縦覧に供する。  
平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天野 建

一 申請のあつた年月日 平成十四年三月十三日  
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 やまなしおもちゃライブラリー
- 2 代表者の氏名 山下滋夫
- 3 主たる事務所の所在地 東八代郡中道町右左口四百四十七番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者に対して、おもちゃ（教材・教具）を介した学習の場を提供し、一人ひとりに即した発達を援助するとともに、障害児・者にかかわる者が、共に学び、共に育ち合う場となることを目的とする。  
また、障害児・者のライフサイクルを考え、地域社会の中で豊かに育ち、また豊かに生活できるような地域社会を築いていくことを目的とする。

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成十四年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天野 建

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査場所	区域
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五條第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもり	平成十四年五月七日	午前十時から午後二時半まで	三富村基幹集落センター	三富村
	平成十四年五月八日	同	牧丘町総合会館	牧丘町
	平成十四年五月九日	同	同	同
	平成十四年五月十日	同	大和村保健センター	大和村
	平成十四年五月十六日	午前十時から午後三時まで	勝沼町町民会館	勝沼町
	平成十四年五月十七日	同	同	同
	平成十四年五月二十一日	同	同	同
	平成十四年五月二十二日	同	同	同
	平成十四年五月二十七日	同	春日居町役場	春日居町

平成十四年五月二十八日	同	石和町商工会館	石和町
平成十四年五月二十九日	同	同	同
平成十四年六月六日	午前十時から午後二時半まで	八代町役場	八代町
平成十四年六月七日	同	境川村総合会館	境川村
平成十四年六月十二日	同	御坂町役場	御坂町
平成十四年六月十三日	同	春日居町役場	春日居町
平成十四年六月十四日	同	同	同
平成十四年六月十七日	同	一宮町YLO会館	一宮町
平成十四年六月十八日	同	同	同
平成十四年六月十九日	同	同	同
平成十四年六月二十日	同	中道町農業協同組合北支所	中道町
平成十四年六月二十一日	同	芦川村ふるさと総合センター	芦川村
平成十四年六月二十二日	同	笛吹農業協同組合豊富支所	豊富村
平成十四年六月二十六日	同	鯉沢町総合福祉センター	鯉沢町
平成十四年七月三日	同	増穂町町民会館	増穂町
平成十四年七月四日	同	同	同
平成十四年七月五日	同	中富町役場	中富町
平成十四年七月十日	午前十時から午後二時半まで	早川町町民会館	早川町





六の四、一三三六の五、一三三七の一、一三三七の三、一三三八、一三四一の一、一三四四の一、一三四五の二、一三四六の二、一三四七の五及び一三四七の六並びに東南湖字清水川四〇三六の一、四〇三六の八、四〇三八の一、四〇四〇の一、四〇四一の一、四〇四二の一、四〇四四の一、四〇五〇の一、四〇五〇の二、四〇五一の一、四〇五二の二、四〇五三の一、四〇五三の二、四〇五四の一及び四〇五五の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡甲西町鮎沢千二百十二番地 甲西町

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡昭和町築地新居字大島一八二四の一、一八二四の三、一八五二の一、一八五二の二、一八五二の三、一八五四の一、一八五四の二、一八五六の一、一八五六の二、二〇四七の三七、二〇四七の三八、二〇四七の二〇一及び二〇四七の二〇二

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区西新橋三丁目二十一番八号 岩谷瓦斯株式会社 代表取締役社長 山崎武徳

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年三月二十五日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市松山沢畑二二〇の一、二二二五、二二二六、二二二八、二二二九、二二〇の三、二二二二、二二二二及び二二四〇の二

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局都留建設部及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発行為を受けた者の住所及び氏名  
富士吉田市新西原四丁目十一番十一号 大黒天株式会社 代表取締役 織田政代

その他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成十四年三月二十五日

山梨県立宝石美術専門学校管理者  
山梨県商工労働観光部長 篠原 洋

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号1の表中	「デザインA」	一	二	九〇	を「宝飾デザイン」	四
	デザインB	一	二	九〇		
	「宝飾加工法」	二	三	三〇		
	「応用宝石学」	二	三	三〇		
	「応用宝石学」	一	二	四五		
「一八〇」に、「宝飾加工法」	二	三	〇	を		
「原石処理」	一	四	五	を「原石処理」	一	四
品質管理	一	四	五			
「八五」に、「経営学」を「マーケティング」に、「機器実験」を「ラボテクニク」	一	四	五			
「宝飾デザイン」	一	四	五			
「宝飾デザイン」	三	一	三五	を「宝飾デザイン」	四	一八〇

に、「宝飾デザイン」

デザインA 二一 四五 宝飾デザイン 一三 一三五  
 デザインB 二一 四五  
 ○「二五五」を「八二二五」に改める。

別表第一号2の表中「寶石加工 二一四五」を  
 「寶石加工 一四五」に、「  
 寶石加工 一四五」

三二六七五」を「三二七二〇」に、  
 「寶石加工 一四五」  
 デザインA 一 二 九〇を「宝飾デ  
 デザインB 一 二 九〇」

デザイン 一四一八〇」に、「九以上 二二五以上」を「八以上 一八〇以上」に、  
 「宝飾デ  
 宝飾デ  
 デザイ  
 デザイ  
 「経営学」を、「マーケティング」に、「機器実験」を「ラボテクニク」に、

デザイン 一 四五  
 ザイン 三 一三五  
 ザイン 二 四五  
 ザイン 二 四五  
 ザイン 二 四五  
 「宝飾デザイン 四一八〇  
 を「宝飾デザイン 三二三五」に改める。

別表第一号3の表中「宝飾デザイン 二四五」を  
 「宝飾デザイン 一  
 宝飾デザイン 四一  
 「視覚形態論 二二二〇  
 四五 に、デザインA 一 九〇を「視覚形態論 二二二〇」に、  
 八〇」 デザインB 一 二 九〇」 「製図 一  
 デザイ

工芸史 二 三〇  
 インA 二 四五  
 四五  
 四五 を「西洋工芸史 二二二〇」に、  
 宝飾デザイン 三  
 「宝飾デザイン 四一八〇  
 宝飾デザイン 三  
 宝飾デザイン 三

「宝飾デザイン 四一八〇  
 宝飾デザイン 三二三五」に、「一七五二五」を「一八五七  
 一三五」  
 「宝石鑑別 四五  
 デザインB 二 四五」を「宝石鑑別 一四五」に、「経営  
 デザインB 二 四五」

学」を「マーケティング」に、「機器実験」を「ラボテクニク」に、「一〇以上 二八五以上」を「九以上 二四〇以上」に改める。  
 別表第一号の表中「経営学」を「マーケティング」に改める。  
**附則**  
 この規程は、平成一四年四月一日から施行する。

**正 誤**

ページ	段	行	誤	正
二四一	下	五	認可	認定
三三二	下	別表第二の七の表 住宅課の項第一号 1の専決区分の欄		
三四九	下	別表第三会計課の の項6の専決区分 の欄中		

平成十三年三月三十日山梨県規則第四十二号（山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則）

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番